

3 薬物事犯

次に掲げる罪のいずれかに当たる違法な行為

(1) 大麻所持、譲渡、譲受け、輸出入、栽培等

法令名	罰条	主な内容
大麻取締法（昭和23年法律第124号）	第24条	大麻の栽培・輸出入
	第24条の2	大麻の所持・譲渡・譲受け
	第24条の3	大麻取扱者以外の者の所持・栽培・譲渡・譲受け・研究のための使用 大麻から製造された医薬品を施用・交付・施用を受けること 大麻栽培者の大麻持ち出し
	第24条の4	大麻の栽培・輸出入の予備
	第24条の6	大麻の栽培、輸出入に係る資金等の提供又は運搬
	第24条の7	大麻の譲渡しと譲受けの周旋
	第25条	大麻の輸出入に関する広告等

※ 5(2)記載分を除く

(2) 覚醒剤所持、譲渡、譲受け、輸出入、製造

法令名	罰条	主な内容
覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）	第41条	覚醒剤の輸出入・製造
	第41条の2	覚醒剤の所持・譲渡・譲受け
	第41条の3	覚醒剤の使用 医師等による診察外の目的での施用や交付 覚せい剤原料輸出入業者が業務以外の覚醒剤原料の輸出入 覚せい剤原料製造業者等の業務以外の製造
	第41条の4	医師等による管理外覚醒剤の施用・所持・譲渡・譲受け・使用等
	第41条の6	覚醒剤の輸出入・製造の予備
	第41条の7	覚醒剤原料の輸入等の予備
	第41条の9	覚醒剤の輸出入・製造に係る資金等の提供又は運搬
	第41条の10	覚醒剤原料の輸出入・製造に係る資金等の提供又は運搬
	第41条の11	覚醒剤の譲渡しと譲受けの周旋
	第41条の13	覚せい剤原料輸入業者等による覚せい剤原料の譲渡しと譲受けの周旋

※ 5(2)記載分を除く

(3) 麻薬及び向精神薬所持、譲渡、譲受け、輸出入、製造

法令名	罰条	主な内容
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）	第64条	ジアセチルモルヒネ等の輸出入・製造
	第64条の2	ジアセチルモルヒネ等の製剤・小分け・譲渡・譲受け・交付・所持
	第64条の3	ジアセチルモルヒネ等の施用・廃棄・施用を受ける
	第65条	ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸出入・製造。麻薬原料植物の栽培
	第66条	ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の製剤・小分け・譲渡・譲受け・所持
	第66条の2	麻薬施用者の治療以外の目的による施用等
	第66条の3	向精神薬の輸出入・製造・製剤・小分け
	第66条の4	向精神薬の譲渡や譲受け目的の所持
	第67条	麻薬の輸出・製造の予備
	第68条	麻薬の輸出入・製造に係る資金等の提供又は運搬
	第68条の2	麻薬の譲受しと譲渡けの周旋
	第69条	麻薬の無許可輸入等
	第69条の2	向精神薬の輸出入・製造・製剤・小分けの予備
	第69条の4	向精神薬の輸出入・製造・製剤・小分けに係る資金等の提供又は運搬
第69条の5	向精神薬の譲渡しと譲受けの周旋	

※ 5(2)記載分を除く

(4) あへん等の所持・譲渡、譲受け、輸出入、栽培等

法令名	罰条	主な内容
あへん法（昭和29年法律第71号）	第51条	けし栽培又はあへんの採取。あへん又はけしがらの輸出入
	第52条	あへん又はけしがらの譲渡・譲受け・所持
	第52条の2	あへん又はけしがらの吸食
	第53条	けしの栽培又はあへんの採取予備
	第54条の2	けしの栽培・あへんの採取・あへんやけしがらの輸出入に係る資金等の提供又は運搬
	第54条の3	あへん又はけしがらの譲渡しと譲受けの周旋
	第55条	けし耕作者等による納付期限を越えたあへんの所持等

※ 5(2)記載分を除く

(5) 麻薬特例法違反（譲渡、譲受け、輸出入、栽培、製造）

法令名	罰条	主な内容
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）	第5条	業として行う規制薬物の不法輸入等
	第6条	薬物犯罪収益等隠匿
	第7条	薬物犯罪収益等收受
	第8条第1項	規制薬物の輸出入をする目的で、規制薬物として交付を受け、又は取得した薬物その他の物品の輸出入
	第8条第2項	規制薬物の譲渡、譲受け、所持を犯す目的で、薬物その他の物品の譲渡、譲受け又は交付を受け若しくは取得した薬物その他の物品を所持
	第9条	薬物犯罪等を実行、規制薬物を濫用することのあおり又は唆し